

宿泊税に関する質問に対する回答

(1) 令和6年4月24日・25日宿泊施設向け宿泊税に関する概要説明会 参加者からの会場での質問

問1. なぜ、税率が宿泊者1人1泊200円なのか。

- 財政需要として観光政策に係る事業規模を10億円と積算しました。そのうち、観光関連団体への補助金や負担金の支出など既存事業については一般財源で賄い、宿泊客数を増やす事業などには新たな財源を充てることとしました。年間の宿泊客数をコロナ禍前の300万人とし、宿泊税を税率200円の定額とした場合に十分に新たな財源として満たすことから、宿泊税を新たな財源とすることが妥当と判断しました。税率に関しては、様々な意見がございましたが、定額にすることで宿泊施設での徴収において混乱を緩和できると考えております。宿泊税については、5年ごとに見直しを図るとともに総務省と協議を行うものとなります。その際には、当該税率が妥当かどうか検討することとなり、税率を変更することも想定されます。
 - ・観光政策に必要となる経費：資料1「宿泊税導入背景及び用途について」P7～10参考

問2. 宿泊税の導入の検討に当たって先行導入自治体に関して調査したと思うが、その結果はどのようなものか。

- 先行導入自治体における税率は、東京都で宿泊料金1万円以上1万5千円未満100円・1万5千円以上2000円、大阪府で宿泊料金7千円以上1万5千円未満100円・1万5千円以上2万円未満200円・2万円以上3000円、京都市で宿泊料金2万円未満200円・2万円以上5万円未満500円・5万円以上1千円となり、一部の宿泊事業者の方から宿泊税の導入により宿泊客に敬遠されるという危惧の声をいただいているが、先行導入自治体から宿泊税の導入に伴い直接的に宿泊者数が減ったということは聞いておりません。

問3. 宿泊税は、用途を観光振興施策に限定するとのことであるが、今後ますます熱海の人口が減っていき、市税収入がますますきつくなると思うが、この宿泊税が一般財源に繰り入れられるようなことが起きないか。(資料1「宿泊税導入背景及び用途について」P2参考)

- 宿泊税は観光振興を図る施策に要する経費に充てるために導入する目的税となり、課税の根拠となる条例においても同趣旨を規定しております。そのうえで宿泊者から徴収しますので、目的外の使用は、決してありません。

問4. DMOの評議員は、どのように募集するのか。(資料1「宿泊税導入背景及び用途について」P15～17参考)

- DMOの評議員及び理事については、地域、観光だけでなく芸術、スポーツなどの様々な分野の方で多様性を持った構成とすることが求められていますので、市でベースとなる人選を行っていく予定です。なお、事業の実施を担う中心的な理事については、外部の専門的な知見を持った人材を公募する予定です。

問5. 宿泊税の徴収の開始を令和7年4月1日予定としているが、宿泊客が令和7年3月31日チェックインの場合は、課税対象ですか。

- 令和7年4月1日に徴収を開始した場合には、4月1日の宿泊から対象となります。3月31日から日をまたいだ宿泊については、3月31日の宿泊とみなしますので、対象外となります。
 - ・資料2「宿泊税の仕組み」P3参考

問6. 今回のような説明会が開催されるときは、実務担当者が来たほうが良いですか。

- 6月以降に実施を予定しています事務手続説明会については、宿泊税特別徴収義務者経営申告や宿泊税の申告納入などの特別徴収の事務に関することになりますので、実務担当者の方に出席いただいた方がよろしいかと思ます。

問7. 熱海市宿泊税システム整備費等補助金について、物理的なものに対しては補助していただけたとの説明でしたが、資料3「熱海市宿泊税システム整備費等補助金 募集要項（案）」の「8 整備内容の例」「(2)【整備対象外例】」に人件費とあります。整備をするためには人的経費が発生すると思ます。例えば、宿泊約款の作成や宿泊案内の変更等が挙げられます。私は、そういった人件費に対しても補助していただきたいと思ますが、いかがでしょうか。

- 宿泊施設において直接的にシステムの改修等を行った場合の人件費については、補助対象外経費としておりますが、当該改修等を委託業務など外注した場合には、その内容に人件費が含まれたものでも補助対象経費にあたります。

問8. 宿泊施設や飲食店が、今一番現場で困っていることは、人手です。人手確保のための施策として、若い人に働いてもらえる環境整備に経費をかなりかけていただきたいと思いますと思しております。これは、宿泊税を実際に施行して、DMOが予算の運営・執行をなさっていくわけですが、ぜひ人材確保の施策に予算を使っていただきたい。若い人に働いていただくには、まず住居の確保、それと働くところがやっぱり魅力的なところでなければいけません。やっぱり高報酬であること。宿泊産業は大体休みが少なくて給料安いことが常態化しています。なかなか労働者が集まりにくいです。週休3日でガンガン利益を上げているある旅館の女将さんは、宿泊業に参入した際に、その労働環境の悪さにびっくりして、改善したそうです。全くその通りで、給料が良くしただけでは、若い人はこないです。ぜひDMOで人材確保のための予算を多く組んでいただきたいと思います。

- 熱海市の産業構造における中心は、宿泊飲食サービス業となり、今後も変わらないと考えられる中では、当該サービスを振興していくために、いかに人を集めることができるのかということに注力する必要があります。魅力あるまちで居続けることと、継続して多くの方々に来ていただくまちであるための施策に行政だけではなくて、民間のノウハウをしっかりと最初から取り入れた中で進めていくことが効果的であると思、DMOを組織し、その施策に宿泊税を充てることで、安定的な財源のもとに継続的な施策を展開できます。DMOは、宿泊客を増やすことを主眼とした取り組みを行うこととなりますが、そのための事業を組み立てる中で、今ある課題に対して取り組む事業として、人手不足の問題の解消も考えられます。この問題は、DX、住環境、給料体系、働き方など様々な問題を内包しておりますが、DMOが宿泊客を増やす、観光消費を高めるという目的のために、何が必要なのか、その都度考えて、手を打ってまいりたいと思っております。

問9. 資料2「宿泊税の仕組み」P4の宿泊税が課税されない宿泊者というところですが、特に2と3なんですが、12歳未満で小学生以下課税されないとあるが、小学生以下は課税されないことをもっと前面に出さなければならないと思ます。徴収する側としては、そこら辺を明確にしなければならないと思ます。あと、3ですが、修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加となっておりますが、それに伴う運転手の方、この辺を徴収する側としては、はっきり明示いただいたほうがよろしいと思ます。

- 宿泊税が課税されない宿泊者における「12歳未満の者」とは、小学生以下は課税しないものになります。「修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者」については、高等学校までの学校教育に関する行事で、引率する先生を含め課税しないものです。この場合、学校側から校長名等で学校行事であること、また何人泊りますとか、引率者が何人ということを確認するものを求めています。ただし、引率者以外で同行するカメラマンや運転手は、課税の対象となります。

問10. 資料 3「熱海市宿泊税システム整備費等補助金 募集要項（案）」P5で、領収証の雛形が出ているが、熱海市内で、入湯税を取っている施設はかなり多いと思うんですが、この入湯税を含めた時にどういう表記をしなければいけないかとか、例えば全般を通して入湯税との絡みの説明がなかったと思うので、そのあたりについてもちょっとお伺いしたいです。

- 資料 3「熱海市宿泊税システム整備費等補助金 募集要項（案）」P5の領収証の雛形は、整備の例としてお示したものととなります。入湯税を徴収している場合は、宿泊税と入湯税を徴収していることが宿泊者にわかる表記をお願いします。

問11. 旅館業で貸別荘をしております。今回のご説明で、DMOの話が再三出たかと思えます。これが宿泊税との二本柱で、今後の観光政策を支えていくと理解しました。現在のDMOの設立の準備状況を聞きたい。

- DMOは、現在、評議員、理事の人選を行っており、また近日中に法人としての登記を予定しております。その後、専門人材の公募を行い、秋には専門人材を確保したいと考えております。専門人材を加えたDMOにおいて、令和7年度以降の観光戦略を練ったうえで、令和7年度の事業計画を準備するスケジュールとなっております。

問12. 外国人比率が、1%というのは、これかなり低いような印象です。このことに関しては何か要因といえますか、なんでこのように少ないのかについて教えていただきたいです。（資料1「宿泊税導入背景及び用途について」P4参考）

- 隣の箱根町は、宿泊者のうち約14%が外国人ですが、熱海市は約1%と低い数値です。その要因として、インバウンドに対して、熱海市の認知度が低いところがあるところを非常に大きいと考えております。現在、インバウンドの集客に向けて、東京プラスアルファの目的地として、熱海を考えていただけるようなプロモーションを強化し、また積極的に海外の市場に対してもアプローチをしていければと考えております。

(2) 令和6年4月24日・25日宿泊施設向け宿泊税に関する概要説明会 参加者からの説明会後の質問

問13. 課税対象が12才以上となっておりますが、年齢確認の必要性、重要性は？公的書類等の確認をするのか、利用者の自己申告レベルで良いのか？

- 12歳未満の者（小学生以下）など課税免除の対象となる方に関しては、当該要件を証するものの確認をお願いします。12歳未満の者の確認方法としては、健康保険証やマイナンバーカードなど官公庁から発行・発給した本人及び年齢が確認できるものの提示により確認してください。

問14. 宿泊税の課税に対する考え方は、入湯税とほぼ同じだと思いますので、その様に理解、社内指導をすればよいでしょうか？

- 入湯行為に対し、入湯客に課税する入湯税と宿泊行為に対し、宿泊者に課税する宿泊税では、課税客体が異なりますが、12歳未満の者や修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者については、両税とも課税免除となる共通事項があります。
- しかし、入湯税においては、利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場を利用する者について、課税免除としておりますが、宿泊税においては、宿泊料金をもとにした課税免除の規定を設けていないことなど、一部入湯税のみの課税免除の規定がございますので、ご注意ください。入湯税の課税免除の範囲については、毎年、入湯税の特別徴収義務者にお送りしております「入湯税特別徴収に関する綴」をご参考にしてください。

- 宿泊税に関しては、広報物として、外国語表記を含む B 2 ポスター、三つ折りリーフレット、三角 P O P 等を作成しており、リーフレットなどを説明用にご利用ください。
- なお、特別徴収に関する申告納入方法については、入湯税と同様の手続きとなりますが、一定要件を満たした場合は 3 か月分まとめて申告納入が可能になるなど一部宿泊税のみに係る事務手続きがありますので、6 月以降に順次開催いたします事務手続説明会への参加もしくは、当該説明会の説明資料を市のホームページに掲載しますので、ご参考にしてください。

問15. 連泊の場合は、どのようになりますか？

- 宿泊税の税率は、宿泊者 1 人 1 泊につき 2 0 0 円になりますので、連泊の場合は、泊数に応じて徴収していただくこととなります。なお、宿泊が月をまたぐ場合は、該当する月でそれぞれ申告いただくこととなります。

問16. 宿泊日計表は指定のものでしょうか？ホテル管理システム（PMS）から出力されるもので代用できますか？

- 6 月以降に順次開催いたします事務手続説明会にて宿泊日計表の参考様式をお示しいたします。当該様式にある項目を満たすものであれば、任意の様式で構いません。なお、当該様式は、市ホームページに掲載予定です。

問17. 宿泊税の申告に対する事務処理ができる限り少なくなるようにして頂きたい。

- 宿泊施設の皆様が特別徴収事務を円滑に行えるよう、特別徴収事務の手順書となります「宿泊税特別徴収事務の手引」を作成中です。また、宿泊税に関する Q & A 集も作成中です。これらは、6 月以降に順次開催いたします事務手続説明会にてお示しいたします。また、市ホームページにも記載いたしますので、ご活用ください。

なお、原則各月の宿泊税について翌月の末日までに申告納入をしていただくものとしておりますが、一定の要件を満たし、申請いただくことで 3 か月ごとに年 4 回の申告納入に切り替えることができます。

問18. 手書きであれば、入湯税と宿泊税が一枚で申告できる用紙があれば助かる。

- 入湯税と宿泊税は、課税客体が異なる別々の税目になりますので、それぞれ申告納入していただくこととなりますので、ご協力ください。

問19. WEB での申告と納税ができるようにしてほしい。

- 地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を使って、インターネット上で電子申告をし、電子納付することができるよう準備を進めております。（R6.6.3 時点）

問20. 電子納入としてペイジーに対応してくれると、WEB バンキングで支払ができ月末に金融機関へ行かなくてもよくなる。（入湯税も地方税もそうして欲しい）

- 現在、入湯税、市民税・県民税・森林環境税（特別徴収分・退職所得分）、法人市民税、たばこ税がすでに、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」の電子申告・電子納付に対応しており、宿泊税も対応予定です。PCdesk などの eLTAX 対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、金融機関が提供しているインターネットバンキング（Pay-easy（ペイジー）含む）、ATM、クレジットカードなどの方法で納付することができます。（R6.6.3 時点）